

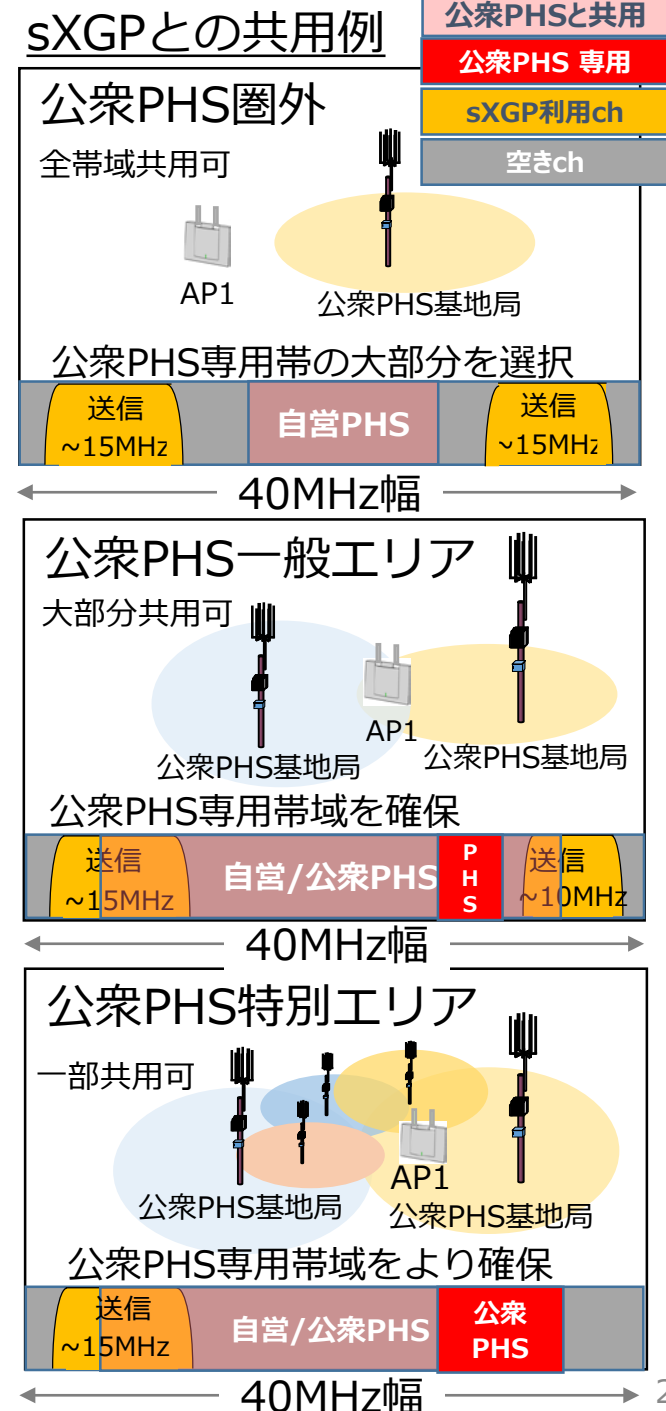
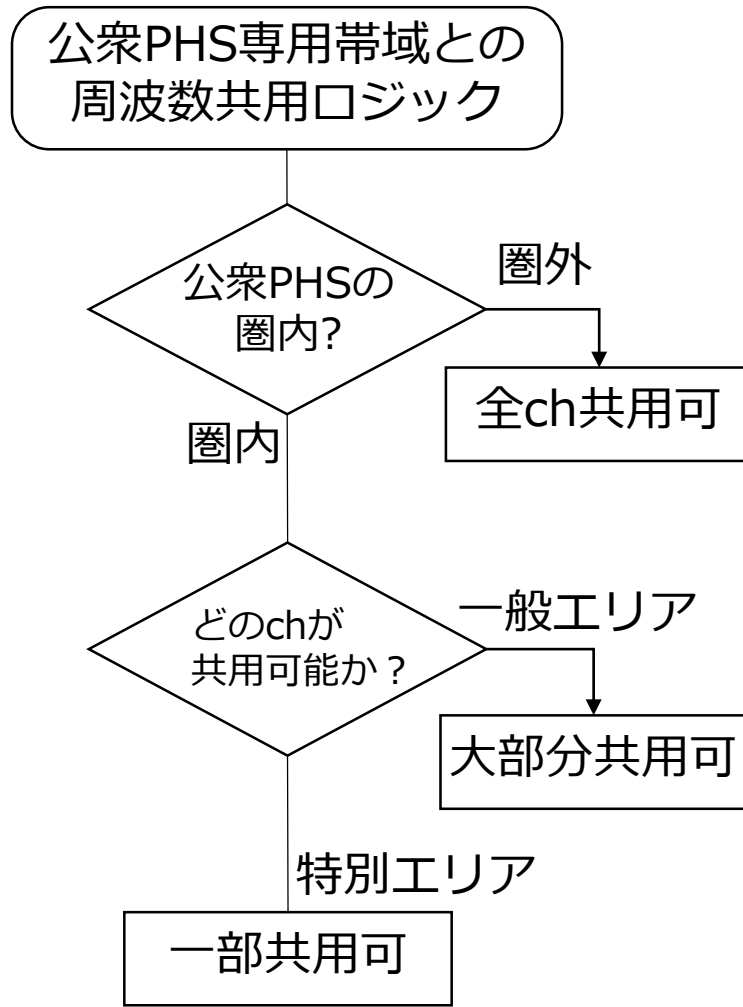
# 公衆PHSとの周波数共用条件

2019年6月19日

XGP Forum

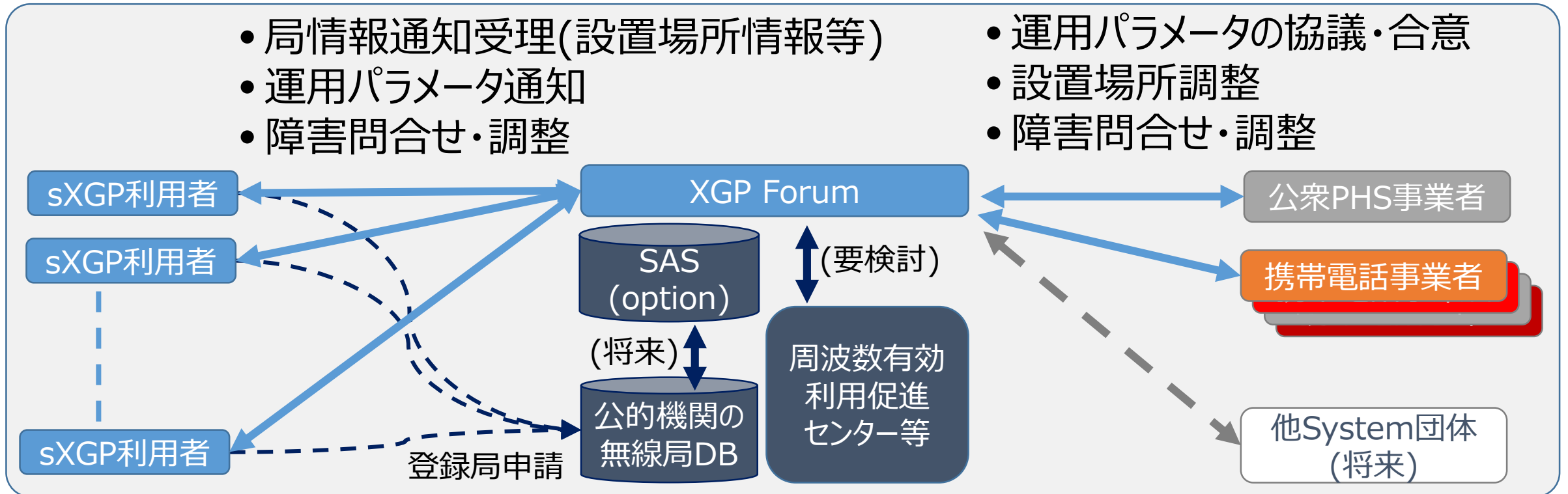
# 公衆PHS専用帯域との周波数共用条件案

- 公衆PHSの圏内／圏外判定と公衆PHSの場所毎の周波数利用状況を元に共用可能範囲を決定、その範囲で共用側(sXGP)が具体的な利用周波数を選択する。
- 公衆PHS基地局毎の状況により共用可能chは異なるため、共用側方式の親機は設置場所管理のため登録局である必要がある。
- 公衆PHSの圏内／圏外判定閾値及び公衆PHSチャンネル保護のレベルは、自営PHS保護レベルと同等である必要がある。
- 混信その他の妨害を防止するために必要な運用措置の詳細は、公衆PHS事業者の利用者保護を前提に当該事業者とXGP Forumで協議／決定する事が望ましい。



# 公衆PHS事業者との設置・運用の調整スキーム案

- 公衆PHS事業者との周波数共用は、無線局設置場所に応じたsXGP親機への設定が適切に行われることの担保や、万一の障害発生時の調整を行う調整スキームが必要である。
- sXGPは多数の利用者による設置が想定される為、XGP Forumを窓口とした調整が望ましい。
- 本スキームはsXGP相互間・携帯電話事業者等との間でも利用可能である事が望ましい。
- 以上を踏まえた調整スキーム案を例示する（関係者とは別途調整）。

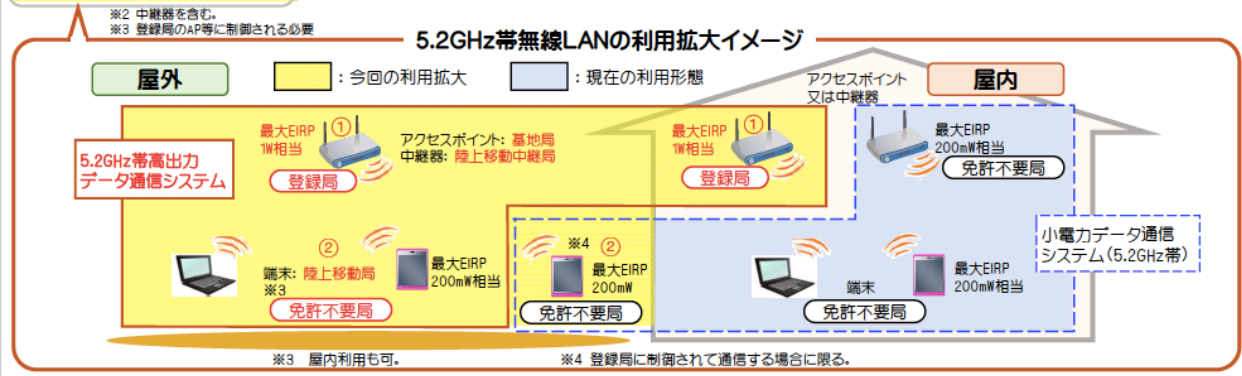
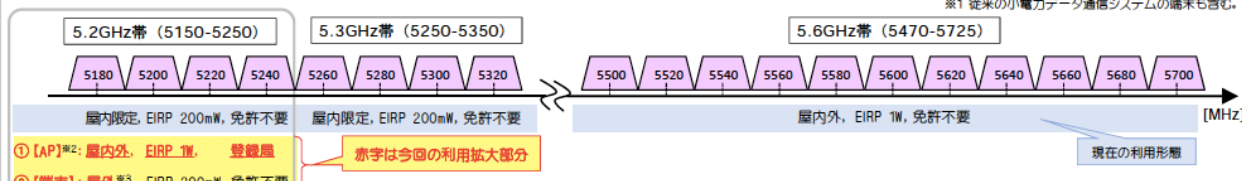


# [参考] 5.2GHz高出力データ通信システムの主な技術基準

- ✓ 基地局・中継局を登録局に
- ✓ 端末は登録局による制御と通信を条件として免許不要局に
- ✓ 登録局の出力は最大1Wとし仰角に応じて制限を設ける

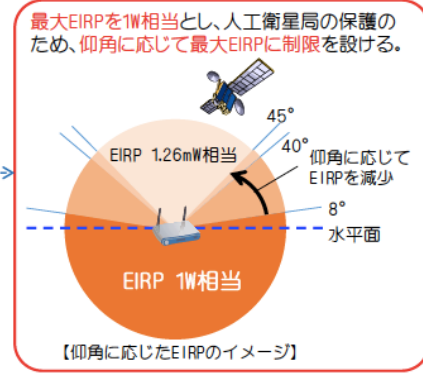
**制度改正の概要**

- 屋外又は最大EIRP 1W相当で利用する5.2GHz帯無線LANの基地局(アクセスポイント:AP)と陸上移動中継局(中継器)を登録局の対象とし、「5.2GHz帯高出力データ通信システム」と称する。
- 当該システムの陸上移動局(端末) ※1 は、最大EIRP 200mW相当(従来同様)とし、この登録局による制御と通信を条件として免許不要(登録不要)で屋外利用を可能とする。
- 当該システムの無線設備の技術基準を定め、特定無線設備(技適)の対象とする。



現在の小電力データ通信システムと異なる部分を抜粋。

5.2GHz帯高出力データ通信システムの主な技術基準		
無線局の種別	(AP)基地局、(中継器)陸上移動中継局	(端末)陸上移動局
等価等方輻射電力(最大EIRP)	<b>最大1W相当とし、仰角に応じて制限を設ける。</b> <small>(例)占有周波数帯幅が19MHz以下のとき、</small> 仰角 8°未満 : -13dBW/MHz (50mW/MHz) 以下 仰角 8°以上40°未満 : -13 - 0.716(θ - 8)dBW/MHz 以下 仰角 40°以上45°未満 : -35.9 - 1.22(θ - 40)dBW/MHz 以下 仰角 45°以上 : -42dBW/MHz (0.063mW/MHz) 以下 <small>総電力で1W相当</small>	現在の小電力データ通信システムと同様 (最大200mW相当)
帯域外漏えい電力	EIRP値で規定されているため、最大EIRPの引き上げ(+7dB)に伴い、帯域外漏えい電力も同様に引き上げる。	現在の小電力データ通信システムと同様
その他機能	通信相手の陸上移動局が使用するチャネルや電波の送信を制御する機能	通信相手の基地局又は陸上移動中継局からの制御を受けて通信する機能



**本改正による効果**

- 屋外利用可能なチャネルが増えることにより、スタジアムや駅等の商業・公共施設での無線LANがよりつながりやすくなる。
- 最大EIRPが1Wまで利用可能となることにより、これまで十分な通信速度やエリアが確保できなかった屋内の場所においても、速度の向上やエリアの拡大が実現でき、無線LANがよりつながりやすくなる。

出典：平成30年5月9日 電波監理審議会会長会見用資料より抜粋  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000550376.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000550376.pdf)